

2021年1月13日

内閣府特命担当大臣（規制改革）河野 太郎 様

環境大臣 小泉 進次郎 様

経済産業大臣 梶山 弘志 様

日本野鳥の会秋田県支部

支部長 佐々木 均

秋田県横手市前郷一番町 1-21

風力発電に関する環境影響評価の条件緩和に対する意見書

2020年12月1日、内閣設置のタスクフォースが風力発電に関する環境影響評価手続きの要件を緩和することを環境省に要請した件について、既に2020年12月15日に公益財団法人日本野鳥の会が日本自然保護協会と連名でこれに対する意見を表明していますが、これに賛同する形で秋田県の野鳥を保護する立場から意見を申し上げます。

記

地球温暖化防止のための解決策として導入が進められている再生可能エネルギーですが、風力発電に関しては立地によって鳥類に負の影響を与えることがあるのは周知の事実となっており、これを解決することが世界的な課題となっています。

日本においても全国に約2,500基の風車が設置されていますが、鳥類に対する影響が様々な形で現れていることが報告されています。秋田県では2020年5月現在で311基、総出力644,178kwの風車（20kw以上）が設置されており、風車が鳥類に影響を及ぼしている事例もすでにいくつも確認されています。このような立場から、環境影響評価の以下の2点の要件緩和に意見を申し上げます。

1. 環境影響評価対象事業の規模要件を現在の1万kW以上から5万kW以上に引き上げることについて

風車は鳥類にとっては飛行を妨げる障害物であり、たとえ1基であっても鳥類の高頻度利用域に風車が建設されれば、その生息等に何らかの影響を与えます。これまでも5万kW以下の事業で風車の建設による営巣放棄、渡りや移動の障壁影響、バードストライク等が各地で報告されており、5万kW以下の事業が鳥類の生態に影響を及ぼすことは明白な事実となっています。以下に挙げる具体的な事例から鑑みて、第1種事業の対象を1万kW以上とする現在の基準を変更すべきではありません。

例①（環境影響評価の対象になる以前の事業）

- ・ 1999年11月操業の苫前グリーンヒルウインドパーク(北海道苫前郡苫前町)
- ・ 20,000 kW (1,000kW x 20 基) → (1,000kW x 19 基、2000 kW x 1 基)
- ・ 本事業更新計画の方法書補足説明資料において、本事業稼働中の2004年から2012年の間にオジロワシ（環境省絶滅危惧 II 類）6羽の衝突死があったことが報告されています（注1）。

例②（環境影響評価の対象になる以前の事業）

- ・ 2009年2月操業の大川原ウインドファーム（徳島県佐那河内郡）
- ・ 19,500 kw(1,300kW x 15 基)
- ・ 野鳥の会徳島県支部の調査で、長年繁殖を繰り返していた近隣のクマタカ（環境省絶滅危惧 IB）2ペアが、事業開始後営巣しなくなったことが報告されています。原因としてクマタカ営巣木の1 km以内に風車が建設されたことが推測されています(注2)。

例③（環境影響評価法経過措置の適用を受け、方法書手続きの途中段階から環境影響評価法に基づく手続きを実施した事業）

- ・ 2017年1月運転開始の由利本荘海岸風力発電（秋田県由利本荘市）
- ・ 16,000 kW (2,300 kW x 7 基)
- ・ 2018年にミサゴ（環境省準絶滅危惧 NT）1羽、ハクチョウ sp.1羽、2020年にトビ1羽の衝突死骸が地域住民により発見されています（添付資料参照）。

住民の発見は踏査又は調査によるものではなく偶然のものであり、立ち入り範囲も限定的なものであることから、この事業内での実際の衝突例はこれよりはるかに多いものと推察されます。衝突の原因として、風車の配置がミサゴの営巣木と採餌地との往復経路上にあること、ガン・ハクチョウ類をはじめとする渡り鳥の主要経路上にあること等が推測されます。ミサゴは繁殖中のつがいの♂個体であり、死亡によってこの年の繁殖は失敗に終わりました。

これらは数ある事例のごく一部で、実際には他に多くの類似の事例が存在しており、5万kW以下の事業にも重大な環境影響を引き起こす要因が潜在することを示唆しています。この意味で5万kW以下であっても環境影響評価を行うことには重要な意義があり、現在対象となっている1万kW以上の事業の環境影響評価を対象からはずすことがあってはなりません。

2. 環境影響評価の期間を短縮することについて

環境影響評価の手続きは、既に経済産業省により前倒環境調査の導入が行われるなど、短縮化の取り組みが実施されています。この結果、現行の環境影響調査は既に十分短縮され、

必要最低限しか行われていない状況であり、これ以上調査期間の短縮はすべきではありません。

現在の環境影響評価の調査期間の基準は、国内希少野生動植物種に指定されるような希少鳥類が生息する場合には2営巣期（注3）、渡り鳥の経路が存在する場合には1年となっています（注4）。

しかし、希少猛禽類の例としてクマタカは通常2年~3年に1度、1羽のヒナを育てる習性があるため2営巣期というのは最低限の数字であり、これ以上の調査期間の短縮をすると希少鳥類の繁殖状況を正確に把握することができません。

渡り鳥については、すべての鳥種の渡りを把握するために1年というのは1サイクルであり最小単位です。渡り鳥はその年の天候によって飛来や渡去、通過の時期が大幅に変動するため、渡りの実態を正確に把握するためには、調査期間は増やすことはあってもこれ以上の短縮は行うべきではありません。

もし調査以外の事務手続きにかかる期間の短縮を検討されている場合について、仮に住民が意見を述べる機会や期間がこれ以上少なくなることにつながるのであれば、地域の実情を事業者が理解し、影響を軽減する機会を損なうだけでなく、地域住民の不満が蓄積することとなります。現状でも縦覧図書の閲覧が不便で時間がかかる上、縦覧期間や意見募集期間が十分でないために合理的な意見を述べるのが困難になっています。これ以上手続き期間を短縮すると住民からの意見は益々上げにくくなり、住民と事業者が意志疎通を図ることがより困難になります。地域住民の意見を十分反映させるために現行の手続き期間は確保されるべきと考えます。

以上述べた通り、環境影響評価手続きの簡略化は自然環境を大きく損ない、住民の不満を蓄積することにつながります。不適切な場所に建設された風力発電は、得られるメリット以上の損害を環境に与える可能性があり、環境にやさしいと言われる風力発電の前提を根本から覆すものとなります。

環境影響評価の意義を再認識し、安易な簡略化は避けていただくことをお願いいたします。

以上

注1)「(仮称)新苫前風力発電事業環境影響評価方法書補足説明資料」株式会社ユーラスエナジーホールディングス、平成28年1月 p.38

注2)「大川原ウインドファームにより営巣地を放棄したクマタカ」日本野鳥の会徳島県支部 三宅武、野鳥徳島2019年7月490号別刷

注3)「猛禽類保護の進め方(改訂版)」環境省 2012年

注4)「発電所に係る環境影響評価の手引」経済産業省 2020年 p.255「五 調査期間等について」

<添付資料>

由利本荘海岸風力発電所（由利本荘市水林地区）でこれまでに発見したバードストライク

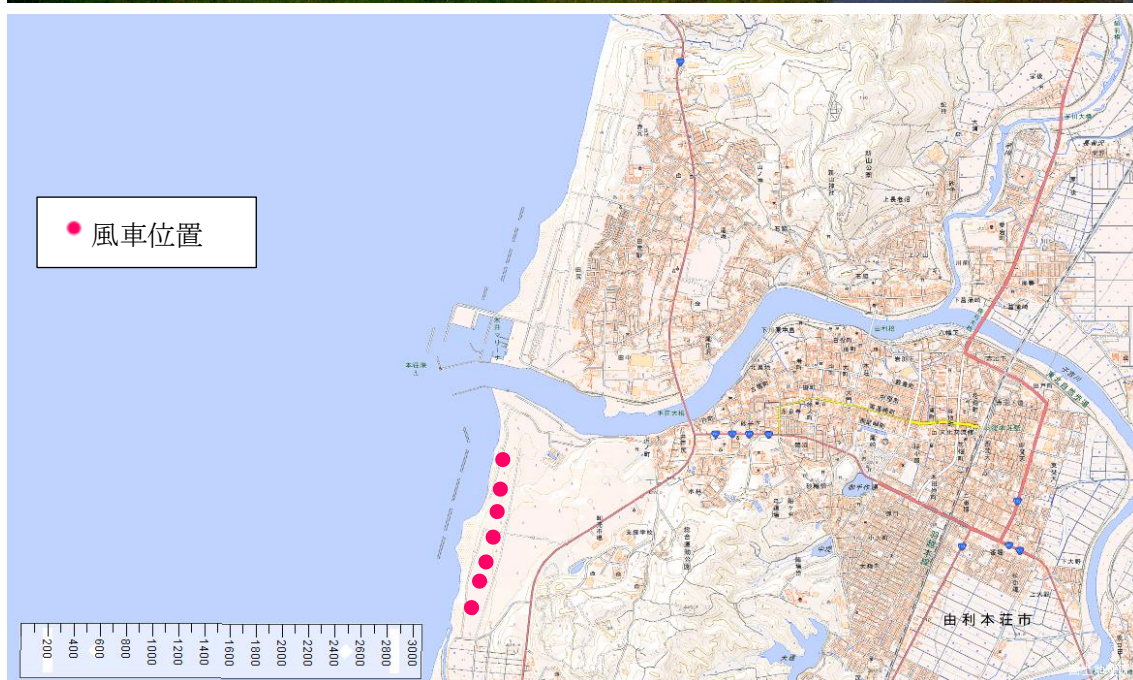
所在地：秋田県由利本荘市子吉川河口南側（水林地区、海士剥地区）

設置者名：電源開発株式会社（Jパワー）

出力：16,100kW

風車形式：エネルギー E-82（2,300kWx7基）

工程：2015年7月着工 2016年9月系統連系・試運転開始 2017年1月営業運転開始



①発見日時：2018年4月14日

鳥種：ミサゴ（♂）1羽

発見場所：北（子吉川河口）より数えて1基目



②発見日時：2018年11月8日

鳥種：ハクチョウ sp.

発見場所：北（子吉川河口）より数えて3基目



③発見日時：2020年3月18日

鳥種：トビ

発見場所：北（子吉川河口）より数えて1基目

